

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
災害・感染症等の発生・拡大時における対応（災害・感染症等の発生・拡大時における統計調査の在り方）	○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年（2018 年）3 月に各府省に対して、大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、バーチャルフォーラムへの掲載を依頼し情報共有を図ると共に、行動計画が未策定の府省に対しては策定を求めた。【総務省（政策統括官）】</li> <li>・ 平成 30 年度（2018 年度）に「大規模災害が発生した場合の内閣府本府所管統計に係る行動計画」を策定済み。【内閣府】</li> <li>・ 平成 31 年（2019 年）4 月に「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を策定した。【総務省（統計局）】</li> <li>・ 大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、新型コロナウイルス感染症等が拡大した際における統計作成の優先度等を判断し、業務を継続・中止する組織体制等の在り方について引き続き検討中。【経済産業省】</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>各府省は、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における公的統計の重要な役割（災害等の状況把握、復興計画の策定のエビデンス、復興状況の評価等）を踏まえ、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」や各府省における業務継続計画を含む行動計画等に沿って、これら災害等の発生・拡大時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行われるよう引き続き取り組む。また、総務省が中心となって、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における統計調査の実施や結果の公表等に係る取組の好事例の共有を行い、各府省における的確な対応を促進するなど取組の推進を図る。【総務省、各府省；令和 5 年度（2023 年度）から実施する】</p>
備考（留意点等）	

## 令和2年度（2020年度）統計法施行状況報告（抄） （令和3年7月30日総務省政策統括官（統計制度担当））

### 第1部 令和2年度（2020年度）における統計行政の主な動き

#### 1 統計調査における新型コロナウイルス感染症の影響

##### （1）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せることとなった。

我が国においても、令和2年（2020年）1月に国内で新型コロナウイルス感染症への感染が判明した後、感染が全国に拡大したため、同年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発せられ、外出の自粛等が要請されることとなった（同年5月25日解除。その後、緊急事態宣言は、令和3年（2021年）1月7日にも発せられ、同年3月21日に解除となっている。）。

これらの状況を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）（当時）は、国の行政機関、指定地方公共団体及び指定独立行政法人等に対し、令和2年（2020年）2月26日、同年4月8日及び令和3年（2021年）1月8日の計3回にわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から調査計画の変更を行う場合の承認手続等について弾力的な運用を行うこと及び調査結果の公表の際に適切な情報提供を行うべきこと等について通知を行った。

また、統計委員会は、令和2年（2020年）3月16日に「統計法第9条第4項ただし書きにおける『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成21年（2009年）3月9日統計委員会決定。資料3参照）の改正を行い、基幹統計調査において感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更を行う場合、統計委員会への諮問を要しないこととされた。

さらに、令和2年（2020年）5月1日の北村統計委員会委員長談話においては、このような状況にあっても、社会・経済の実態を的確に捉えるための統計の重要性は変わるものではなく、現下の正確な状況把握のために、国民共通の情報基盤である統計の必要性は更に高まっていることが指摘されるとともに、政府に対し、調査が安全かつ円滑に行われ、報告者等の負担軽減はもとより、調査実施者における業務の見直しや実施体制の確保についても万全を期すことが求められた。

##### （2）新型コロナウイルス感染症による統計調査への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年度（2020年度）

に実施等を予定していた基幹統計調査及び一般統計調査の一部において、実施時期の繰下げ、調査票提出期限の延長、公表時期の繰下げ、調査の中止などの措置が採られた。

表 1 新型コロナウイルス感染症に係る実査における措置状況

措置の種類	計	基幹統計調査	一般統計調査	主な内容
調査対象となる地域の変更又は除外	2	0	2	・ 集団感染を防止するために休業要請を行った地域の一部事業所を調査対象から除外した。
調査事項の一時的な追加	6	0	6	・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関する設問を追加した。
調査方法の変更	16	5	11	・ 調査員等による対面調査を郵送又は電話聞き取り等で実施した。 ・ 調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査を可能とした。
統計調査の延期（提出期限の延長を含む。）又は一時停止	59	10	49	・ テレワーク勤務等の状況を踏まえ、報告者の回答期間及び経由機関の審査期間を十分に確保するため、調査票の提出期限を延長した。 ・ これまでの調査結果の傾向も踏まえつつ、報告者となる企業の負担を考慮し、令和2年度の調査実施を見送った。
公表期日の変更	37	9	28	・ 調査票回収期限等の延長に伴い公表期日を後ろ倒しした。 ・ 出勤抑制の影響で集計作業に時間を要することから、公表期日を後ろ倒しした。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、調査員の感染予防対策の徹底、対面しないかたちでの調査関係書類の配布、インターネットや郵送による回収の一層の推進、感染拡大地域に所在する報告者に対する疑義照会や督促の見合せ等の措置が採られた。